

堀川天皇：堀河院宸筆御八講。

「八月一日被_レ始行_二同七日結願_一」
(舞楽要録)。弘宜殿 弘徽殿。
後宮の一、清涼殿の北にある。

説 底本「調」。基綱 源基綱。

從二位權中納言大宰權帥。「郢曲
比巴才人(尊卑分脈)。著聞集
に琵琶の名匠八人の一人としてみ
える。二三没六九歳。燕姫周郎
曲 飛燕に似た軽やかな舞振やす
ぐれた演奏の意。燕姫は漢の成帝
の愛妃で飛燕に似ていたという趙
后飛燕。周郎は音楽の名手周璇。
ユキノタモト： 烟雪の袖 風に
舞う雪のような軽やかな舞振をい
う。源時中 雅信の子。二〇〇没
六一歳。「音楽舞曲名譽人也」(郢
曲相承次第)。寛和二年：十
月十日(十三日は誤)、円融法皇大
井河に御遊された。(日本紀略)

大井川 保津川。嵐山山麓あたり
の称。桂川の上流。撰政 藤原
兼家。オホセ付ラレケルニ 底
本「オホセテ付ケルニ」。插
挿頭花。季節の花を用いた。現在
は造花。翻廻： 底本「翻シ廻
ルユキノヲ撰姫燕周郎曲」。躬高
伝不詳。天曆七年十月十八日、殿
上残菊合せの勝負舞で『綾切』を
舞った「近衛身高」か。(著聞集)

八座 参議のこと。上臈 公卿
の意。進物所 供御の調進を司
る所。宮内省内膳司に属す。布

親王ノ説ニテ、返入時加三拍子非常説。

長治元年八月一日、堀川天皇御筆御八講ヲコナハ
セ給ケル。次日、弘宜殿ニシテ舞御覽アリケルニ、

四帖ノ忠拍子ノ説、光季ガツカマツリタリケルニ、
勅定ヲウケ給テ、左大弁基綱朝臣、以古唐急、入

音声トシテ、入綾ヲ仕ルベシト仰。光季奉_レ勅、燕
姫周郎曲、ユキノタモトヲマハセリ。天皇頗御感

アリテ、重被_レ勅下ニ云、御前ノ外、此説更仕ル事
アルベカラズ。自_レ喚頭ニ吹出テ、次度ハ如_レ吹出

吹ヲ為_レ習也。一説、第三反様誦者、此様ニハ吹出
一反、喚頭一反吹ナリ。為秘説。

承久二年九月十九日、水無瀬殿舞御覽日、任長治
之例、光真奉_レ勅、入綾ノ曲舞。青陽曲ト謂_レ之。

似_レ青海波_二舞_一之。

大納言從二位(兼)中宮權大夫源時中、横笛ノ譜ノ
裏書ニ云、「寛和二年十月十三日、太上天皇大井

川ノ辺ニ御遊覽アリケルニ、古唐ノ妙音、楽ノ急
ヲ奏シケル。ヤウ_レ数返ニオヨビテ、コトニ楽、

水ノ音ニラウジテ、オモシロカリケレバ、撰政守ニ
偷言_レ趣、時中朝臣ニオホセ付(ラレ)ケルニ、紅葉

ヲ折テ、插(ニ)サシテ、船ノ舳ニ立出デ、翻_レ廻雪
之襟襖、燕姫周郎曲、舞ノ姿、好茂、躬高トイフ

トモ、時中(ノ)一曲ニハスギジ。仍仰_レ勅賞、八
座ニ列畢。昔ハ上臈ノ中ニモ、如此目出人ノア
リケル也。

古善舞_ニ此曲_一者
進物所布勢忠雄 大宰大式源行有朝臣

秘説曰、唐急ハ早八鞞鼓物ナリ。仍加_三三度拍
子云々。

6 万秋楽 有_レ甲近代不用_レ之 准_三大曲_一 新楽

序一帖、拍子二十六。破(六帖)、拍子各十八。
此ノ曲ハ仏世界曲也。序破各別ノ曲ニ侍トカヤ。
ソノ様マチノ_レニテ侍。先自_三百濟国_一、波羅門僧
正所_ニ伝来_一也。コ、ニ左大臣源信。ウタガヒヲナ
シテフシ給(ヘル)、夜ノ夢ニ、天ニ音アリテ云ク、
「汝チウタガフ事ナカレ。此序ハ五妙ノ音楽也」。
ニメサメテ、弥掌合テ貴給ケリト申伝タリ。
或記曰、昔、肥前国ニ肥沽崎ト云所ハ、日本ノ西
南ノ月浦ノ東北ナリ。異ナル樹、奇キ岳アリ。其

197
北中寺南院

197

勢忠雄 伝不詳。源行有 文徳天皇皇子。從四位上太宰大貳。八七没三四歳。早 早拍子。一小節を四拍にとる拍節法。四分の四に當る。早八拍子、早四拍子等がある。加三度拍子 底本「如二度拍子」。6 准大曲 「四の大曲の外なれども、大曲にかなふ(竜鳴抄)」。百濟 古代朝鮮の一國家。波羅門 インドの帰化僧。玄奘渡來、吞没。肥前國 現在の佐賀・長崎県(老岐・對馬を除く)。睿効 二〇三没五七歳。権律師。勝行 世系等未審。塩ヲ断：立願のため塩・穀類を摂らぬ誓をたてること。オガミ：観音・地藏阿菩薩の影向を得る意。晨朝 ジンショウ。夜明けの六時頃。毎日晨朝：延命地藏經に見える。日藏上人 俗姓三善、道賢と稱す。金峰山で密教を学び、允没百余歳という。(本朝高僧伝)唱歌 旋律暗記用のうた、またはうたの方。後世の口三味線のようなもの。雅楽の管楽器を習う際などに用いられ、仮名譜として本譜に並記される。「唱歌ニテ」は、底本「唱歌ヲ」。実忠 奈良一平安初期の僧。良弁の弟子。東大寺修理別当として寺の基礎を固めた。都率ノ内院 須弥山の上方はるかにある天界。内外の二院あり、内院は弥勒菩薩の浄土とされる。

教訓抄卷第二

所ニ神マシマス。西ハ海ノ渚ナリ。其所ノ古者物語云、自昔此所ハ観音地藏來給砌ナリ。于ノ時、睿効、勝行ト云二人僧、聞此事、塩ヲ断殺ヲ断、火ノ煙ヲワスレテ、共行シテ、二大菩薩ヲオガミタテマツル事ヲ、祈念シ申ニ、一七日ムナシクスギヌ。ナホ心ヲヒトツニシテ、ナクノ申ケレバ、第八日ト云、晨朝ニイタリテ、小船ニノリタル人、前ノ海ヲワタル。音楽ヲ調タリ。其ノコヘ、今『金商万秋楽』之曲也。又之ヲ誦ヲ聞バ、其詞ニ云、

毎日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦
無仏世界度衆生 今世後世能引導

此四句ノ文也。二人僧ナミダラナガシテ、合掌礼拜ス。ハルカニ西ヲサシテ、音楽裏ノ上ニ聞ト、申伝テ侍レバ、此曲極楽浄土天上世界ノ楽ト云事、更ニウタガフベカラズ。

破ハ日藏上人渡唐ノ時、唱歌ニテワタシ給ヘリト申処ニ、実忠和尚 都率ノ内院へ參詣之時、菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給テ、ウツシ給ヘリト申伝タリ。此和尚ハ、常ニ都率ヘカヨヒ給ケリ。(而)波羅門僧

正ト此和尚ハ師弟ナリ。序破、有其謂。序一帖、有三半帖。初半帖、拍子十。中半帖、拍子八。後半帖、拍子八。又説拍子十。舞家ニ習所ハ、初半帖・後半帖、合十八拍子、常ニハ舞ナリ。中半帖ヲバ舞ヲ秘ス。後半帖ヲバ楽ヲ秘也。コノテイニハ人シラズ。ヨクノカクスベシ。太鼓ニ有三打様。第一、常説。第二、夕説。第三、廿八拍子説。

承元元年、最勝四天王院御供養ニ、此曲ノアリシニ、則房宿禰予ニ当曲ヲ申合ラレシ内ニ、清光將曹六人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立ト思ニ、中半帖ノ秘説ヲバトメテ、後半帖ヲ片答ヲ舞ハムト思ヨシ候テ、其様ヲモチキラレタリ。

狛光季説曰、「此序ノ後半帖ニ、十拍子ノ説アリ」トシルセリ。舞ニハ終ニ手ヲ舞ソヘテ、終一拍子居タリ。楽ニハ太鼓ヲ今ニ、打チ加ヘタリト見タリ。

嘉祿元年八月廿四日夜、夢相云、古老來テ曰、此序ニ太鼓ヲ打加ヘ僻事ナリ。内院ノ曲トテ習タリシトテ、吹聞ハ、

四三

コノテイ この舞・楽を秘す説。
 最勝四天王院 二〇後鳥羽院の建
 立。宅院、移御、十一月二十九日
 新御堂供養を行う。申合 演出
 の打合せ。夢相 夢の告げ。
 サナカル 今も同様に夢想の説
 があってもおかしくないが、の意
 ワガミ 自分、近真。
 ヒロウ 披露。得意げに人に言い
 ふらす意。
 知足院 藤原忠実。
 本 よるべきもの。根本。
 大神氏 一雅楽系譜
 ソノ吹様 仏世界の曲らしい気高
 い演奏。戸部の取柄はこの吹様に
 すぐれるだけだ、の意。
 ヲク 奥。奥儀。
 心ヲスマシテ 底本「ヒラスマン
 テ」。
 入道右府 不詳。
 弥勒仏ノ出世 都率の内院から弥
 勒がこの地上に出現し、釈迦の説
 法に洩れた衆生を救うと信じられ
 た。その出世にあたって、の意。
 笠置寺 京都府相楽郡の笠置山に
 ある寺。弥勒の石仏を本尊とし弥
 勒寺とも号した。
 八講 法華八講のこと。
 付属ノ袈裟 釈迦付属の袈裟。居
 手は弥勒出世の際にその袈裟を賜
 わる舞法だ、の意。
 藤原隆房 隆季一男。二〇六出家。
 五九歳。法名寂恵。没年未詳。

丁夕由中引夕上丁六引五引〇五丁六引由下火五火
 〇五引〇夕五引由夕火五丁六由中引上火中引〇
 カク吹タルコソメデタケレト云テ、サメノトナ
 ク。予モタツトサニナク。モロトモニナクトミテ
 サメ了。
 コレハラカシキコトニテ侍ドモ、昔モ夢説ナムド
 申テ、世ニモチキラレテ候メリ。今モサナカルベ
 キ事ナラネドモ、人ニヨル事ニテ侍バ、ワガミ此
 道ニイタラヌウヘ、世ノ末ノ物ワラヒニナルベシ。
 サレドモ、タゞワガナガレヲ伝(エン)人々バカリ、
 メデタカリケル事カナト、アヒセラルベキナリ。
 仍テ、其吹様ヲバ、譜ニカキテ侍ナリ。ユメノ
 ヒロウアルベカラズ。
 * 知足院禪定殿下仰云、『皇帝』『団乱旋』ハ、以ニ小
 部氏笛ニ為本ベシ、ケダカク仕ルユヘニ。『蘇合』
 『万秋楽』ハ、以ニ大神氏笛ニ為本。ヤサシク仕
 ルユヘナリ。小部ノ『万秋楽』ハ、ソノ吹様ト、
 * 『万秋楽』ニアラザレバキ、タクモナシ。其ノ上
 * ヲクマデハシラス曲也。
 又、被仰云、当曲ハ実ノ仏世界ノ曲也。然者、舞

人モ楽人モ、心ヲスマシテ、天上世界ノ曲ヲオモ
 ヒヤリテ舞ベシ。アラノシキハ、コ、ロエヌ事
 ナリ。
 入道右府説曰、於ニ此曲者、弥勒仏ノ出世シ給ハ
 ン時、導師ノ登樂ニテアルベシ。タシカニソノイ
 ハレヲ、見出タリト云々。
 * 笠置寺恒例ノ八講ニ有ニ舞樂。故辻判官則近参詣ノ
 時ハ、カナラズ『万秋楽』ヲマハレケルハ、カヤ
 ウノコトヲシムセラレタリケルニヤ、閉眼ノ時モ
 臨終正念ニシテ、念仏数百返唱給ヘリ。タノモン
 クメデタクオボヘ侍リ。
 柏光季ノ申サレケルハ、「此舞ノ序破トモニ、終
 リニ居ハ、付属ノ袈裟ヲ給ハルヨシ」ト申伝タリ。
 今世ニハ、序ニハ不居。
 権大納言藤原隆房ノ、最勝四天王院供養日、此居
 所ヲ見給テ、付属袈裟給ル手御覽候ヘトテ、ミナ
 * ナンダヲナガサレテ侍ケルモ、コトワリトオボエ
 テ、メデタクコソ候ヘ。
 破六帖、拍子各十八。一・二・三・四・五・六帖
 * ミナツ、ネテスル物也。但、五帖ノ中半ヨリ、於

ナンダ 涙。
ツッネテ つづけて舞うこと。連舞。

於世吹 文末の音譜、この部分の傍書。一小節が二分の二で強弱のはっきりした拍子。

口タ：「△印の箇所、大阪本は「於世」とある。

嫡家 伯嫡流、近真家のみの相伝であることをいう。

第八拍子 文末の譜はこの部分の傍書。

口ノ穴 底本、次の譜の「口」とこの口が対応することを指示。

宗輔 藤原宗輔。笛に執心のこと
が著聞集に見える。
保延元年 月日不詳。

多々説 論議の絶えぬ曲であったらしい。「秘事どもはさてきて、これこそよに事かまびすしきものなれ。いさかひあはせ、ろん世にたえぬものにてあり」(雅秘別録)。
コノナガレ 伯嫡流。
楽拍子 破・急に用いられる四拍子の拍子型。

世吹。有三説。一説、第九拍子。一説、第八第九拍子間。一説、第十一拍子早吹ナリ。

△・口タ由引○夕火上五○夕。△五・引○下六○丁六。

○

第一帖、常由利吹物。(二)返舞時者、半帖末八拍子、加三度拍子。

第二帖、由利吹。舞二返時者、末十拍子、可レ加三拍子。又一・二・四帖ヲ舞時ハ、四帖ノ始ニ加三拍子。光時説。若又、四帖頭ヨリ於世吹之説ナラバ、第十一拍子ヨリ加三拍子。有先記故ナリ。

大治二年常楽会

第三帖、由利吹。第二帖ノ終ヲ六氣延テ、三帖ノ始ヲ約者為秘説。

又云、此帖ニ、初太鼓十、七鞆鼓ニ打説、嫡家ノ秘説也。舞ハ一寄シテ舞也。伯光近之自筆ノ舞譜ニ有ニ此説。定笛ノ吹様カハルベシ。雖レ伝舞之、不レ習ニ于笛之。仍可レ尋ニ楽家ニ歟。

第四帖、由利吹。但、弥勒仏之説云、此帖ノ始ヨリ、大曲吹ニ成ナリ。

又云、五帖ニテ終説之時者、第八拍子ノ口ノ穴ヨリ、於世吹成ナリ。

夕由中○夕。由中○丁中○丁六。口夕。由引。中夕。上連五○夕由五・引。

此両説者、舞、楽トモニ、当曲ノ中ノ秘事也。嫡家ノ外伶人不レ知ニ此説也。輒ク不レ可レ授ニ他人者。箏秘説殊此口穴ヨリ於世吹云々。

第五帖、由利也。但、四帖ヨリ大曲吹ニ成時ハ、此帖ノ第一第五拍子、兩所ニ打三度拍子。謂ニ之万秋楽(驚)拍子。其後不レ可レ加三拍子。為ニ一説。宗輔太政大臣御説ナリ。保延元年内裏舞御覽、用ニ此説。当曲雖レ有ニ多々説、コノナガレニハ、コトニ此説ヲ秘スル也。

光時秘譜。第十一拍子、十四拍子兩所打三度拍子。殊有レ謂事。但可レ付ニ六帖ニ四拍子ノ説也。

第六(帖)大曲吹者。抑此帖ニ有ニ八箇条説、楽拍子六、忠拍子三。但、舞曲五箇説相ニ伝之。

一説、五帖之半帖ヨリ、於世吹ニ成シテ、六帖ノ初太鼓八ヲ、六鞆鼓ニテ、第九拍子ヨリ、加三度拍子。常説。舞説同レ之。

一説、五帖之第九拍子ヨリ於世吹ニ成、六帖ノ初ヨリ、七拍子ヲ六鞆鼓ニテ、第九拍子ヨリ、三度拍子ニ打。謂ニ之「声歌万秋楽」。日藏伝。

辻家 狛鹿流。辻則近の流。

慈尊万秋楽 慈尊は弥勒菩薩のこと。

博雅 源博雅。博雅笛譜の編者。信大臣 源信。夢想のこと。↓四二頁

大神惟季之家 大神の嫡流。↓雅楽系譜

会要 不詳。法要の作法を記したものであろう。

尊勝寺 六勝寺の一。堀河天皇の御願として、京都白河に建てられ、二〇三七、三に供養がなされた。

舞人： 惟季家のこの「御前ノ説」を舞曲として伝えるのは、舞人では、の意。

弾物 絃楽器。箏・琵琶をいう。

舞楽無相違 舞家・楽家ともにこれらの説がある意。

当曲 共用される登・退場楽にたいし、その舞固有の部分をいう。

一ノ難 ただ一つの難点、瑕瑾。

南宮 貞保親王。帖 底本「始」。

一説、五帖之第八拍子口穴ヨリ、於世吹ニ成テ、

六帖ノ初ヨリ、六拍子ハ六鞆鼓、第七拍子四

鞆鼓、第八、八鞆鼓、即打三度拍子。末一拍

子序ニス。謂之『金商万秋楽』。辻家ニハ以

此説、第一為秘説。

序吹説。惟季説、中引夕〇丁中引〇

一説、五帖之第八第九之間、夕穴ヨリ、大曲吹

ニ成シテ、第十一拍子ヨリ、殊ニ早成テ、六

帖ノ初二拍子、六鞆鼓。第三、四鞆鼓。第四

五、六鞆鼓。第六、延八鞆鼓。第七・八、六鞆

鼓。第九拍子ヨリ加二拍子、末二拍子序(ニ)

ス。謂之『慈尊万秋楽』。博雅説并信大臣ノ

一説、四帖ノ始ヨリ、大曲吹ニ成シテ、五帖ノ

第十一拍子、第十四拍子ニ打三度拍子。第六

帖ノ始ヨリ、殊ニ早成シテ、始二拍子、六鞆

鼓。第三、四鞆鼓。第四・五、六鞆鼓。第六、

八鞆鼓。第七、四鞆鼓。第八、八鞆鼓。即加ニ

拍子、末二拍子ヲ序ニス。

千引六〇丁中引〇丁中夕由引〇丁中〇丁中火〇

中引〇

又説、夕口中〇五十六〇丁中〇中引夕〇丁中

引〇

此説号弥勒仏之説。日藏上人伝、謂之『慈

尊来迎楽』。又、二四八説トモ云。

一説、五帖ノ第十一拍子ヨリ、於世吹ニ成シテ、

六帖ヲ始ヨリ、トヲリタル早八鞆鼓ニテ、第

十一拍子打三度拍子。舞楽トモニ、『青海波』

ノゴトシ。二寄舞。此説、大神惟季之家ノ秘

説也。謂之御前説。謂之『大和万秋楽』。

会要云、尊勝寺供養、在ニ此説。ニ分明。舞

人光季、行高、光則、光時、笛惟季許ナリ。

弾物ニハ無ニ此説ニ云々。

已上、六箇説、舞楽無相違。但、於当曲ニ有ニ種

々異説。古人語云、「此曲ノ一ノ難ナルベシ」。

都六帖以ニ三説、可レ為ニ正説ニ者也。六鞆鼓一

一説。八鞆鼓一説。二四八一説。

一説忠拍子説。第二帖終氣ヲ二氣止六鞆鼓、五帖始

ヲ不レ延ニ六鞆鼓。

大説 一本「本説」に作る。大事な説、秘説の意であらう。

予 近真。

輔大納言家 「輔」は底本「帥」。

藤原宗俊の流。自分は習わないが

小松殿 宇治殿の一つ。「宇治別業」

元政 大神基政。

清延 正清二男。笛吹。

別々ニ 秘説が洩れるので別個に

宗俊大納言 藤原宗俊。(二)五没。

府生時 正清は元永二(二)五没で

左近将曹

同 保証。

大殿 知足院。

下預 相伝を受けること。

上落 狛氏は興福寺属として奈良

に住んだ。

惟季ノ正流 近真は大神の笛を相

伝した。惟季―狛行高：則房―近

真。(大家笛血脈)

ノ任 底本「ニマカセテ」。

ヲク 終帖。

堀河左大臣 源俊房。師房一男。

従一位。二三没八七歳。

聖衆来迎 臨終の時に仏・菩薩が

現じて極楽浄土へ迎えること。

シレラン 底本「シラレン」。

上生 上・中・下三品の往生の最

上位。之声歌 この万秋楽の声歌をうた

(第)十一拍子ヨリ於世ニシテ、六帖ノ初一拍

子、八鞆鼓。第二・三・四・五、六鞆鼓。第

八、八鞆鼓。第七、六鞆鼓。第八已下、八鞆

鼓。第十一拍子ヨリ加ニ拍子。謂ニ之「無歌万

秋楽」。南宮説。惟季説同レ之。

一説、六帖、始六拍子間、六鞆鼓。第七、四鞆

鼓。第八、八鞆鼓。第九拍子ヨリ加ニ拍子。

筆説同レ之。

抑、自第一帖ニ至ニ六帖終、ユルノトスル説ハ、

箏・琵琶、大説(ニ)テ侍云々。予、此説不レ習。如

『万秋楽』云々。但、故輔大納言家ヨリ下給了。

保証三年三月四日。宇治小松殿ニシテ、知足(院)

殿御箏、当曲ヲアハセテハシマサム料(ニ)、伶人

メシアツメラレテ、『皇帝』已下ノ秘曲ヲ仕リシ

時、当曲(ノ)時、元政訴へ申上云。小部清延此曲ヲ

不レ伝、別(々)ニ可レ被レ聞食、申ス所ニ、被レ仰下

云、故堀河院ノ御時ニ、父正清ニ御尋ノアリシニ、

正ク不レ知申上畢。其上、元永二年比、宗俊大納言

家(ニ)、正清府生時召居へ給テ、『万秋楽』一具、

六帖ハ、只拍子ニツカマツルベシト、オホセラレ

シ時、不レ及レ力候、不ニ習伝一由儘ニ申了。其上ハ

誰人ニ習伝侍ゾト御尋アリシニ、無ニ申旨ニシテ被

レ留了。同四年春比、大殿(へ)下参リテ、清延可ニ

下預ニ之由、切々ニ申入ケレドモ、不ニ下給ニテ、

被レ仰出ニテ云、行則ガ許ニ行向テ、秘曲ニ吹替ヨ

シヲウケ給テ、行則住宅ニ来テ、御定ノ趣ヲ語ル

仍荒序ノ笛ニ吹替テ、悦ビ上洛了。日記タシカナリ。

其後、元政モユルシテ侍了。

此曲ノ説々ハ、惟季ノ正流ヲ得タリ。其上、堀河

院并宗俊家ノ、舞楽無ニ相違様ヲシタ、メヲハシ

マシテ、光季へ下給了。仍兩人ノ任ニ記録ニ注レ之。

又、参向、参音声、奏ニ此曲。懸鶏婁時ハ新業也。懸

一鼓時ハ古業也。返吹事、第二帖へ、イクカヘリモ、

返吹ヲ口伝トス。ヲクヲ秘スル故也。

堀河左大臣、臨終ノ時、『慈尊来迎楽』ヲ聞テ、都

率(ニ)往生シ給ヘリ。実忠和尚ハ、『唱歌万秋楽』

室ニ聞ヘテ、聖衆来迎ヲ得給ヘリ。争カ此曲ヲシ

レラン輩、上生内院ノ臨ウタガイ侍ベキヤ。予臨

終ノ時、必可奏ニ此曲。念仏ノ中ニモ自ラ之声歌、

欲レ遂ニ往生之願ニ矣。

『万秋楽』異名

大和万秋楽 金商万秋楽 慈尊万秋楽

慈尊来迎楽 曼荼万秋楽 絃歌万秋楽

元老万秋楽 唱歌万秋楽 神仙万秋楽

仙歌万秋楽 見仏聞法楽 慈尊不徳楽

菩提樹下楽 慈尊楽 出世成道楽

已上、十五名或書注之。不審無極、可レ尋レ之。

知足院禪定殿下ノ御説云、「竜花三會曲、出世成

道ノ説。謂之弥勒仏説也。序三半帖、初会宛ツ。

破吹一・二・三帖、中会宛。急吹四・五・六帖、

後会宛。如此ワカチテ、内院ニハ奏ナルベシ。

又、九品ノ浄土ニワカチタラムモ、目出カリナム」

トゾ被レ仰ケル。コレニツキテ、私説ヲ一愚案仕

リ侍ナリ。

序一帖半、拍子廿六。太鼓夕説ヲ可レ用レ之。

破一・二帖連テ、第二帖第九拍子、加三度拍

子。一段ニテ止ベシ。

又、三・四帖連テ、四帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ、第十一拍子ヨリ、加三度拍子。一段ニテ

止ベシ。

又、五・六帖ヲ連テ、五帖ノ始ヨリ於世吹ニ

シ、第十一・十四ニ打三度拍子。六帖ヨリ

ハ、殊ニ早く成テ、トヲリタル六鞞鼓ニテ、

第八拍子ヨリ、加三三度拍子。末一拍子ヲ

序吹ニシテヲハルベシ、一段。

コレハ、私ノ地藏講ニ、一度供養シマホシクテ、

カクワリテ侍ナリ。コレモ自由ノ案立ニモ不レ侍。

粗、古記ニモ侍也。又、輔入道家定輔御講ニハ、

『桃李花』ヲ二帖ツ、三段ニワラレテ侍キ。雖無

其説、管絃ニ長ゼル人ノセサセ給シ事ナレバ、伶

人等目出キ説トコソホメ侍キ。

貊光近、保元、妓女ノ舞授ル記。

序一帖、拍子廿六。序ノ終ニ居タリ。

破二帖、拍子各十八、一・二帖ナリ。第九拍

子、加三三拍子。終居タリ。

急二帖、拍子各十八、五・六帖ナリ。第六帖、

第三拍子、前へ走ル。第七拍子、尻へ

走ル。第八拍子ヨリ、加三三度拍子。

終居タリ。

コレモ、少納言入道通憲、弥勒講ニ表スル竜花三

竜花三會 竜華會。弥勒菩薩がこ
の世に出世し、成道して仏となつ
て衆生のためにする説法の会座。
三回にわたるので竜華三會ともい
う。

九品 極楽浄土にあるという九つ
の階位。上・中・下の三品にそれ
ぞれ上・中・下生がある。ここで
は、九品に序・破・急の構成が相
当してめでたい、の意。

地藏講 地藏尊の功德を讃えるた
めに営む講。
自由ノ案立 習も説もなく我説を
立てること。
粗 底本「但」。あらあら。およ
そ。

定輔 藤原親信の一男。権大納言。
三三出家、毛没六五歳。「詩歌・
鞠・琵琶妙音院相国弟子也」(公卿
補任)。
長セル 底本「長セス」。
妓女 内教坊におかれ女楽を演舞
したもの。「(二五)五月廿九日、
覽内教房舞姫、近代断絶、興行
之」(百鍊抄)。舞教授のこと。↓
七一頁

少納言入道 藤原通憲、出家し信
西と称す。
弥勒講 弥勒菩薩を讚美する講。

今ノ説 近真の立てた説。
アト 先例。

会説トアリ。此説モワラレタリケルト見タリ。然
者、今ノ説、雖レ為自由説、アトアル事ニテ待ナ
リ。

教訓抄 卷第三

嫡家相伝舞曲物語 中曲等

此秘曲等之内、殊ニ可レ為秘蔵物者、『皇帝』三

四帖、四帖交拍子説。『団乱旋』序三帖。急声、

奥三切連吹説。『蘇合』四帖、忠拍子説。『万秋

楽』破ノ驚拍子説。六帖ノ二四八説。イカニモ

くヒロウスベカラズ。能々カクスベシ耳。

目錄

玉樹後庭花 秦王破陣楽 散手破陣楽

太平楽 喜春楽 輪台

青海波 春庭花 打球楽

五常楽 三台塩 傾杯楽

桃李花 賀王恩 秋風楽

承和楽 裏頭楽 感城楽

央宮楽 北庭楽 泔州楽

1 玉樹後庭花 有甲近楽不用之 中曲 新楽

有ニ八帖、拍子各十二。一・二・三帖、如レ常。

四帖、下手端渡切。六帖、本立所渡還切。平

立舞也。以並立、為平立。初者、以中為上、四

帖以後以端為上、從六帖亦以中為上、

欲渡之時、如中為上。略定ノ時ハ、以左

桃李花 底本「桃李楽」。

1 拍子 太鼓を打つ所。小節の切

れめ。各十二とはそれぞれ十二小

節から成る意。

下手 舞台の後右隅。

本立所 本座。舞人がはじめに立

った舞座。

渡還 本座へ戻る手。

平立 舞人が正面向に舞台に立つ

型。二人立、四人立、六人立など

管絃部三

教訓抄卷第一

嫡家相傳舞曲物語

公事曲

序

予竹馬ニムチヲ打。手車ニノリシ程ヨリ。母達ハレテ。賀古ヲ含テ夜ヲアカシテ。春モスキ夏タクル事モ。サスカニ年月ヲノクツモリニケレバ。雲客ニ袖ヲツラネ。賤ノ女ノヤトヒニ膝イキリ。絲竹ノ響ハミ。ニミテリシカハ。ヲリフシニ付ツ。心イサナハレ侍シ時ニ。廻雪ノ袖ハ楊柳ノ風ニシタカフアホヒ。詠賀ノ詞ハ春ノ鶯ノ囀ルカトウタカヒツ。イツクニ春秋ヲオグリテ。ムナシク月日ハツモルトイ

ヘトモ。當道ノ交衆トハ更ニ思ヒヨラサリ。唯春日ノ野邊ニ霞トトモニタチイテ。龍雷ヲ嘯テ日ヲクラシ。秋ハ三笠ノ森ノ月影ニサツハレテ。賀古ヲ含テ夜ヲアカシテ。春モスキ夏タクル事モ。サスカニ年月ヲノクツモリニケレバ。雲客ニ袖ヲツラネ。賤ノ女ノヤトヒニ膝イキリ。絲竹ノ響ハミ。ニミテリシカハ。ヲリフシニ付ツ。心イサナハレ侍シ時ニ。廻雪ノ袖ハ楊柳ノ風ニシタカフアホヒ。詠賀ノ詞ハ春ノ鶯ノ囀ルカトウタカヒツ。イツクニ春秋ヲオグリテ。ムナシク月日ハツモルトイ

ノ一列。朝廷ニ仕ル間。當座ノ名譽ハホトコストイヘトモ。面目ニアラスト云事ハナク。二道ヲカヘリミレバ。秘曲身ニアマリテ。傍輩ムネヲヤスマス。官職ヲ思ハ。同輩ノカウヘヲフミテ。祖父ノアトラフニタリ。曾祖父カ記録ヲ傳得テ。尤モ嫡家ノ流タリ。而齡既ニ六句ニミチナムトス。口惜カナヤ。一兩ノ息男アリトイヘトモ。道ニスカスシテ徒ニアカシクラス事。寶山イリテ手ヲムナシクシテイテナムトス。甚事ナレバ。カタクナハシキ事トモヲ少々ナルシヲキ侍ヘシ。後見シテリヲナスヘカラス。凡古老無雙人々ニ多年ノ間ソヒタテマツリテ侍シカハ。舞樂付。各口傳物語ハソノカスウケタマハリシカトモ。ミ、タモチナカリケル身ノクテ候ナムノチハ。メクラノ杖ヲウシナヒテ

ルカコトクニテ。天ノウウラミ侍ヌラム。スエノ世ニミルヤウニ侍トキニ。モシ心得ルバシトモテレカシトテ。十卷抄ヲツクリテ教訓抄ト名タリ。コレヲヨク々々見ルホエテ。譜ヲハミルヘシ。

歌舞口傳五卷。

第一。公事曲。第二。五ヶ大曲。第三。廿二中曲。第四。他家舞曲。第五。高麗曲。第六。無曲源。第七。管圍。第八。無樂。第九。樂口傳五卷。

コレハタヤスカラヌ事トモヲシルシヲキ侍ナリ。アシキ風ニチラサテ。予カ子々孫々フシソアラムトキ。ヨリアヒテラ不審ヒテラクヘシ。又コレヲモ心エカタク一見モノウキナラハ。スミヤカニ色紙ニナシテ。法華經ヲカキタテヤツルヘシ。是偏ニ名利ノ罪。自由ノ科ノカレ

九。打物。第十。記錄。

外。此説更仕ル事アルハカラス。自喚頭吹出テ、吹出ニ反頭一返吹ナリ爲秘説ニハ是ハ急第三反ノ時可吹。清陽曲ト謂之。奉^テ刺^レ入^レ綾^ノ曲舞。清陽曲ト謂之。大納言從二位兼中宮權大夫源時中。横笛ノ譜、裏書ニ云。寛和二年十月十三日。太上天皇大井河邊ニ。御遊覽アリケルニ。古唐妙音樂急ラ奏ケル。ヤウ^ノ數返^ヲヨヒテ。コトニ樂。水ノ音ニラカシテ。ヲモシロカリケレハ。攝政守^リ倫言趣^ニ時中朝臣。ヲホセ付ラレケルニ。紅葉ヲオリテ挿ニサシテ。船ノ爐ニ立出テ。翻^ニ廻雪^ノ之襟。桐^ノ燕姬周郎曲。舞姿。好茂躬高トイフトモ。時中一曲ニハスキシ。仍仰^テ勸^メ賞^ス。八座^ニ列畢。昔上臈中ニモ。如此目出人ノ御ケル也。

進物所布勢忠雄 大宰大貳源行有朝臣 秘説曰。唐急ハ早八鞞鼓ナリ。仍加三度拍子

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

云々。 萬秋樂 有甲。近代不用之。准大曲。新樂。 此曲佛世界曲也。序破各別ノ曲ニ侍トカヤ。ソノ様ヲチ^ノ侍。先自百濟國^ノ波羅門僧正所^ニ傳來^ル也。爰左大臣源信。ウタカヒヲチシラ。フシ給^フル夜ノ夢天ニ音アリテ云。汝ウタカフ事ナカレ。此序ハ五妙ノ音樂ナリ。ユメサメテ。彌寧合テ貴給^ケリト申傳タリ。 或記曰。昔肥前國肥后嶋ト云所ハ。日本ノ西南ノ月浦ノ東北ナリ。異ナル樹奇キ岳ナリ。其所ニ神マシマス。西ハ海ノ渚ナリ。其所ノ古者物語云。自昔。此所觀音地藏來給^テ砌^ナリ。于時察効勝行ト云二人僧。聞^キ此事。躑斷^シ穀斷。火ノ煙ヲフスレテ。苦行シテ。二大菩薩ヲカミタテツツル事ヲ。祈念シ申^ス。一七日ムナシクスキス。チアラウ^テヒトツニシテ。チアラ^シ申ケレ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

ハ。第八日ト云晨朝ニイタリテ。小船ニノリタル人。前ノ海ヲクタル。音樂ヲ調タリ。其ノ音今ノ金萬秋樂之曲ナリ。又文ヲ誦ラ聞ハ。其詞ニ云。 每日晨朝入諸定 入諸地獄令離苦 無佛世界度衆生 今世後世能引導 此ノ四句文ナリ。二人僧チミタナカシテ。合^テ將^テ曹^テ六^人ノ舞人ノ内ナリ。仍テ人数ニ立思^フニ^シ。則房宿禰子ニ當曲ヲ申合ラレシ内ニ。清光承元元年。寂勝四天王院御供養。此曲ノアリシ樂ト云事。更ニウツカクンヘカラス。 破^ハ日藏上人渡唐ノ時。唱歌ニテウツカシ給^フリト申處ニ。實忠和尚。都奉^ルノ内院ヘ參詣^スノ時。菩薩聖衆ノ曲ヲ聞給^フ。ウツシ給^フヘリト申傳タリ。此和尙ハ。常ニ兜率ヘカヨヒ給^フアリ。而波羅門^ノ信正ト。此和尙ハ。師弟ナリ。序破有^ニ其詞^{ナリ}。 序一帖。有三年帖。初半帖。拍子十。中半帖。拍子八。後半帖。拍子八。又殿拍子十。舞家ニ習所ハ。初半帖後半帖。合十八拍子。常ニハ舞ナリ。中半帖ヲハ

丁夕申引夕上丁六引五引五千丁六引由干火
五火。五引。夕五引由夕火五千六由中リ上火中

カク吹タルコソメタケレト云テ。サメ
サメトナク。予モタムトサニナク。モロト
モニナクトミテ。サメ了。

コレハカシキコトニテ侍トモ。昔モ藝説
ナムト申テ。世ニモチキラレ侍候メリ。今モサ
ナカルヘキ事ナラネトモ。人ニヨル事ニテ侍
ハワカミ此道ニイダラヌクヘ。世ノ末ノ物ヲ

ラヒニナルヘシ。サレトモ。タノワカナカレ
ヲ傳ルヘキナリ。メテタカリケル事カナト。ア
ヒセラレヘキナリ。仍テ。其吹様ヲハ。譜ニカ
キラ侍也。エメ(ヒロウアルヘカラス。

知足院禪定殿下仰云。皇帝團亂旋ハ。以ニ小部
氏笛爲本ヘシ。ケタカク仕ユヘニ。蘇合萬秋
樂ハ。以ニ大神氏笛爲本。ヤサシク仕ユヘナ

居所ヲ見給テ。付屬袈裟給ルヲ御覽候ヘト
ヲ。ナミタラナカサレ侍ケルモ。コトハリト
ヲホエテメテタクコソ候ヘ。

破六帖。拍子各十八。一。二。三。四。五。六帖ニ
ナツノラスル物也。但五帖ノ中半ヨリ於世
於世口夕由引。夕火上五。夕由五。夕由六。夕由
吹。有三説。一説九拍子。一説八第九拍子間。一説第
第一帖。常由利吹物。一返舞時者。半帖未八拍子。
加ニ三度拍子。

第二帖。由利吹。舞ニ返時者。未十拍子。可加拍子。
又ニ二四帖ヲ舞時ハ。四帖始。加ニ三拍子。若又四
帖頭ヨリ於世吹之説ナラハ。第十拍子ヨリ。加拍
第三帖。由利吹。第二帖ノ終ラ六氣延テ。三帖ノ
始ヲ約者爲秘説。

又云。此帖ニ。初大鼓十。七鞆鼓ニ打説。舞ハ一
又云。此説ヲ秘説ナリ。保延元年。内裏舞御費用ニ此説
大臣御説ナリ。其後不可加拍子爲ニ説。宗輔大政
樂驚拍子。其後不可加拍子爲ニ説。宗輔大政
當曲ニ雖有ニ多々説。コノナカレニハ。コト
光時秘説。第十拍子十四拍子兩所打三度拍子殊可謂專
ニ此説ヲ秘説ナリ。

第六帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第七帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第八帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。

第九帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第十帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。

第十一帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第十二帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。

寄シテ舞ナリ。
拍光近之自筆舞譜ニ有ニ此説。定笛ノ吹様
カハルヘシ。雖傳舞之。不ニ習子笛之。
仍可尋樂家ニ歎。

第四帖。由利吹。但彌勒佛之説云。此帖ノ始ヨリ。
大曲吹ニ成ナリ。

又云。五帖ニテ終説之時。第八拍子ノ
ロクダ引。中夕上五夕五。夕由五。夕由六。夕由
口ノ穴ヨリ。於世吹成ナリ。此兩説者。舞樂トモニ
他家ノ外。俗人不知此説ナリ。輒ク當曲ノ中ノ秘事ナリ。
他人者。第秘説。此口穴ヨリ於世吹云々。不可ト傳ニ

第五帖。由利吹。但四帖ヨリ大曲吹ニ成時ハ。此
帖ノ第一。第五拍子。兩所ニ打ニ三度拍子。謂之
大治二年常樂會

又ニ二四帖ヲ舞時ハ。四帖始。加ニ三拍子。若又四
帖頭ヨリ於世吹之説ナラハ。第十拍子ヨリ。加拍
第三帖。由利吹。第二帖ノ終ラ六氣延テ。三帖ノ
始ヲ約者爲秘説。

又云。此帖ニ。初大鼓十。七鞆鼓ニ打説。舞ハ一
又云。此説ヲ秘説ナリ。保延元年。内裏舞御費用ニ此説
大臣御説ナリ。其後不可加拍子爲ニ説。宗輔大政
樂驚拍子。其後不可加拍子爲ニ説。宗輔大政
當曲ニ雖有ニ多々説。コノナカレニハ。コト
光時秘説。第十拍子十四拍子兩所打三度拍子殊可謂專
ニ此説ヲ秘説ナリ。

第六帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第七帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第八帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。

第九帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第十帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。

第十一帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第十二帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。

第十三帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第十四帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。

第十五帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第十六帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。

第十七帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。
第十八帖。大曲吹者。抑此帖。有ニ八箇條説。機拍子六。

元老萬秋樂 唱哥萬秋樂 神仙萬秋樂

仙哥萬秋樂 見佛聞法樂 慈尊不德樂

菩提樹下樂 慈尊樂 出世成道樂

已上十五名或書注之不無無極可尋之

知足院ノ禪定殿下ノ御説云。龍花三會ノ曲。出

世成道説。謂之彌勒佛説也。序三半帖。初會宛

破吹一二三帖。中會宛。急吹四五六帖。後會宛。如

此ワカチテ。内院ニハ奏ナルヘシ。又九品ノ

淨土ニ。ワカチテラムモ。目出カリナムトツ被

仰ケル。コレニツキテ。私ノ説ヲ一愚案仕侍

ナリ。

序一帖半。拍子廿六。大鼓夕説可^テ用^レ之。

破一二帖連テ。第二帖第九拍子。加三度拍子。

一段ミテ止ムヘシ。又三四帖連テ。四帖ノ始ヨ

リ。於世吹ニシテ。第十一拍子ヨリ。加三度

拍子一段ニテ止ヘシ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

テ。第十一十四ニ打三度拍子。六帖ヨリハ

殊ニ早成テ。トリアクタル六鶴鼓ニテ。第八拍

子ヨリ加正三度拍子。末一拍子ヲ序吹シテ

ヲハルヘシ。一段。

コレハ私ノ地藏講ニ。一度供養シテホシクテ。

カクワリテ侍ナリ。コレモ自由ノ案立ニモ不

待。粗古記ニモ侍ナリ。又輔入道家定輔御講ニ

ハ。桃李花ヲ。二帖ツ。三段ニワラテ侍キ。

雖^レ無^ク其説。管絃ニ長セル人ノ。ヒサセ給シ事

ナレハ。伶人等目出説トコソ。ホメ侍シカ。

相光近保元妓女舞授記

序一帖。拍子廿六。序ノ終ニ居タリ。

*破二帖。拍子各十八。第九拍子。加三度拍子。終

居タリ。

急二帖。拍子各十八。第六帖。第三拍子。前

走ル。第七拍子。尻^ニ。第八拍子ヨリ。加三

度拍子。終居タリ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

又五六帖ヲ連テ。五帖ノ始ヨリ於世吹ニシ

テ。

コレモ。少納言入遣^ニ。彈助講ニ表^ニ龍花三

會一説トアリ。此説モワラレタリケルト見

タリ。然者今ノ説。雖^レ爲自由説トアル事

ニテ侍ナリ。

此秘曲等之内。殊^レ可^レ爲秘藏物^ト者。皇帝三四

帖。四帖交拍子説。團亂旋。序三帖急聲^ト。三切速吹

説。蘇合四帖。忠拍子説。萬秋樂破ノ驚拍子説。六

帖ノ二四八説。イカニモノヒロクニヘカテ

ス。能々カクニスヘシ耳。

天福元年癸巳六月日以自筆書寫畢在列

正六位上行左近衛將監拍宿禰近真撰

玉樹後庭花 有甲 近來不用之 中曲 新樂

有八帖拍子各十二一二三帖如常四帖 下手 瀧切 六

帖本立所遺瀧切 平立舞也以並立^ト初者

以中爲上四帖以後以瀧爲上從六帖亦以中爲上 欲渡之時

如中爲上之略定^ス時者左右瀧爲上爲秘事也

又金釵兩臂垂謂^レ之 一名玉樹曲子 一

名陳宮怨見許渾詩

教訓抄卷第三

目録

嫡家相傳舞曲物語 中曲等

玉樹後庭花 秦王破陣樂 散手破陣樂

太平樂 喜春樂 輪臺

青海波 春庭花 打球樂

五常樂 三臺鹽 傾杯樂

桃李花 賀玉恩 秋風樂

承和樂 裏頭樂 威城樂

央宮樂 北庭樂 汴洲樂

玉樹後庭花 有甲 近來不用之 中曲 新樂

有八帖拍子各十二一二三帖如常四帖 下手 瀧切 六

帖本立所遺瀧切 平立舞也以並立^ト初者

以中爲上四帖以後以瀧爲上從六帖亦以中爲上 欲渡之時

如中爲上之略定^ス時者左右瀧爲上爲秘事也

又金釵兩臂垂謂^レ之 一名玉樹曲子 一

名陳宮怨見許渾詩

まんさく

して約半帖を用いるとある。半帖以下の舞も絶えてしまったので、楽曲も最終太鼓の位置がずれてしまったため「志止禰拍子」という太鼓の奏法をつけ加えて、終止形にしている。「当曲」終り、「入調」を奏しはじめると舞人四人そろって「入手」を舞い降台、楽舎に入り終る。装束は左方平舞装束(袍、下襲、半臂、差異、赤大口、金帯、忘緒、踏掛、烏甲、糸鞋)をつけ、袍の右袖を脱ぎ腰の前にはさみこむ「片肩袒」とする。四人舞。

まんさく 万作 関東の農民芸能。享乐的娛樂性に富み、春秋の祭に演ずることが多い。おもに東京、埼玉では「万作」、千葉では「中山節」、神奈川県では「館屋踊」、茨城では「小念仏」とよぶ。万作は「豊年じゃ万作じゃ」の踊歌の文句から、中山節は地名(市川市中山)から、館屋踊は伝播者から、小念仏は上演の機会から出た名称。

願入坊主、警女、館屋などの遊芸人の芸能をとり込んだもので、江戸時代後半に起り、幕末から明治にかけて盛行した。明治の中ごろには東京の秋葉原、横浜(賑座)で埼玉県中野(現春日部市内)の坂東福富などの万作師が興行し、豊年斎梅坊主の「かっぱれ」に影響を与えた。万作は手踊、所作物、段物、茶番、芝居などからなり、このうち芝居は地芝居で農村歌舞伎を指すが、手踊、地芝居以外を万作芝居とよぶこともある。手踊は派手な女物の襦袢を着たり猥雑な感じのものもあるが(そのほか黒紋付や浴衣もある)、開放的。太鼓、四つ竹などで拍子をとる。所作物、段物、茶番では衣装、髪を用い、歌舞伎系統の演目では本行(歌舞伎本来の形)にちかいかいものをつけるが、女方の化粧にはどこか意識的には



武州老袋の万作芝居「鬼神のお松・夏目弾正四郎三郎の道行」

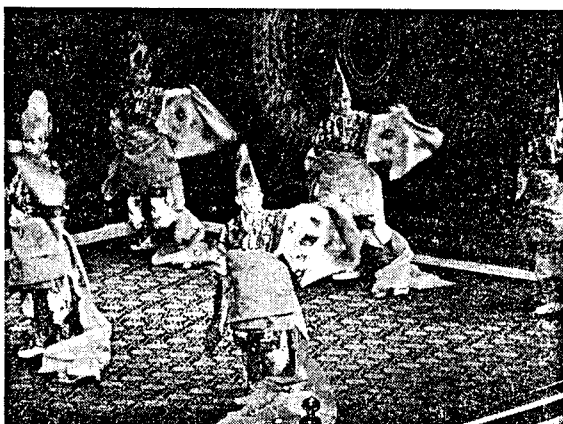
ずしたところがあり滑稽諧謔的。踊は男女とも踊るが、所作物、段物、茶番は男だけが演じる。これら所作物以下でも踊と歌とを前後に、またときどき中にもすえて構成されるのが特徴で、踊と歌がすべての基調になっている。歌は頭に「ソウダヨ」「オイトコソウダヨ」の文句が入り、切に「ヨホホイ」の囃子詞が入るのが特色で、踊の曲目も「木更津そうだよ」「高砂そうだよ」「下妻そうだよ」などよぶ。そのほか「銭輪」「ねんねん子守」「伊勢音頭」「新川」などがある。所作物ではもつとも万作を代表する男女打組踊の「白枳(白松とも)粉屋」のほか、抱腹絶倒しそうな「新保広大寺和尚」「細田川」「清澄寺」、段物では「笠松峠」「鬼神のお松」、「お半長右衛門」、「忠

臣蔵、かん平、おかる道行場)、茶番(オチがある)には「お玉ヶ池」「ドラミヨウ」などがある。途中に褒め詞、返し詞の入るところもある。

まんじゅうらく 万秋楽 雅楽の曲名。唐楽、盤渉調、大曲。番舞は「地久」。昔は準大曲であったが、「皇帝破陣楽」「后帝団乱旋」の廃絶により、明治期に唐楽(四箇大曲)に組み入れられた。この曲は南天竺の僧波羅門僧上、林邑の僧仏哲がわが国に伝えたとも、東大寺の実忠和尚が伝えたともいう。また、もと天竺の曲で諸仏出世のとき菩提樹の下でこの曲を奏し悟りをひらくとい、後漢の明帝のとき(冥七)に中国に伝えられたという。「盤渉調調子」「序」「破」「二帖」「三帖」「四帖」「五帖」「六帖」からなる長大な曲であるが、作者および年代は不名である。前記の兩僧は大安寺に住し、もち来った林邑八楽のうち、ほかの七曲は四天王寺の楽人にすぐ教えたがこの「万秋楽」は秘曲として、なかなか教えなかつた。他の曲を伝授して十年の後、東大寺大仏開眼供養のとき、初めてこの曲を伝えて奏させたという。別名「大和万秋楽」「慈尊万秋楽」「都卒万秋楽」「慈尊来迎楽」「唱歌万秋楽」「金商万秋楽」「元哥万秋楽」「宮商万秋楽」など二十五の異名をもつとあるが、ほかにも別名は多数ある。楽曲形態はまず「盤渉調調子」で舞人衆舎を出、登台し「出手」を舞い所定の位置に着く。この曲も「春鶯囀」「蘇合香」と同じ大曲なので、舞人は六人ゆえ所定の位置が通常と異なる。つぎに「序」拍子十八、つぎに「破」拍子十八を「換頭」よりくりかえし四返奏す(「破」一・二・三・四帖という)。つぎに「五帖」拍子十八、つぎに「六帖」拍子十八、を舞い、「入調」にて「入手」を舞い順次降

和楽百種抄 音楽之夜

台し、楽舎に入り終る。この曲には「急」と名づける楽曲はないが「六帖」の曲が早六拍子なので、急の曲にあたるといえる。やはり序破急と一具そろった完曲といえよう。装束は、左方平舞装束（袍、下襜、半臂、差貫、赤大口、忘緒、踏掛、糸鞋、別様甲）を着する。六人舞。左舞。



万秋楽

まんたらく

曼茶羅供

仏教儀式名

曼茶羅を

供養する法会。真言・天台両宗でおこなわれる代表的な密立法会。金剛界・胎藏界両部のうち一方を供養する金剛界曼茶羅供（金曼供）・胎藏界曼茶羅供（胎曼供）と両界合行の合曼供がある。の種別に応じた曼茶羅を道場内にかかけ、これを至尊とする。次第の概略は、まず一定の作法（讃を唱えるなど）にのっとりた入堂・着座その他の作法ののち、二箇法要、すなわち「唄」「散華」「対

揚」を唱え、ついで「表白」「神分」で法会の趣旨を述べる。つぎに前唱礼があり、眼目の導師の修法へとつづく。真言宗では、式衆は修法の前後に讃を唱え、修法のあいだは咒を誦える（咒立）か、読経をする（経立）。天台宗では修法のあいだ、讃を唱える。この後、後唱礼・回向を唱えて終了する。真言宗ではつづいて誦統導師作法をとめる。宗派によって、また供養の対象によって詞章や曲目に異同があり、たとえば前唱礼で、金剛界では「五悔」、胎藏界では「九方便」を用いるなどで、讃の曲目・組合せも変化する。曼茶羅供は、密立法会としてもっとも完備した基本的な構成をもつ大規模な法会で、法要の規模も庭儀・堂上・平座など変化したりして、全容をとらえるにはさまざまな約束事を知る必要がある。音楽的にも、拍のあるものとなないもの、旋律的なものと語り物的な要素のものなどさまざまである。奏楽を伴う場合もある。